（証券コード　1897）

平成28年３月８日

株　主　各　位

京都府宮津市字須津471番地の１
金下建設株式会社
取締役社長　金　下　昌　司

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年３月22日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。　敬　具

記

１．日　　時　平成28年３月23日（水曜日）午後１時
２．場　　所　京都府宮津市字須津471番地の１　当社講堂
３．目的事項
報告事項
１．第65期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第65期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役１名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kaneshita.co.jp/）に掲載させていただきます。

［添　付　書　類］

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益が好調を維持し、雇用・所得環境の改善が見られる等、緩やかな回復基調で推移いたしましたが、その一方で、海外経済の減速感もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

建設業界におきましては、公共投資は減少傾向にあり、民間設備投資につきましても力強さは見られず、また、技術者・労働者の需給状況に注意を要する等、依然として厳しい状況が続きました。

このような状況の中、当連結会計年度の当社グループの売上高は、受注工事高が減少したことにより、109億４千３百万円（前期比15.9%減）となりました。利益面につきましては、売上高が減少したことにより売上総利益は減少となりましたが、営業利益は３億６千６百万円（前期比8.5%増）、経常利益は５億３千４百万円（前期比7.1%増）、当期純利益は３億６千７百万円（前期比21.6%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

（建設事業）

受注工事高は、厳しい受注競争の中、79億８千万円（前期比50.4%減）となりました。

完成工事高は、受注工事高の減少により、106億７千６百万円（前期比16.0%減）となり、売上総利益は、完成工事高が減少したことにより11億１千９百万円（前期比8.5%減）となりました。

当期の主な受注工事及び完成工事は次のとおりであります。

主な受注工事

社会福祉法人清和園	（仮称）社会福祉法人清和園　高齢者福祉施設新築工事
社会福祉法人乙の国福祉会	（仮称）小規模特別養護老人ホーム旭が丘ホーム新築工事
社会福祉法人丹後大宮福祉会	あゆみが丘学園　耐震化・増改築整備工事
国土交通省	和歌山岬道路大谷地区舗装工事
国土交通省	八田地区地盤改良工事

主な完成工事

㈱レニメンタス	アロー大東諸福店増改築工事
㈱座間グリフィン	（仮称）横浜市旭区店舗新築工事
京都府	国道178号　地方道路交付金工事（（仮称）蒲入トンネル）
社会福祉法人わかば園	社会福祉法人わかば園新築工事
国土交通省	丹波綾部道路三ノ宮稲次改良工事

（製造・販売事業等）

主にアスファルト合材の販売で、売上高は２億６千７百万円（前期比10.3%減）、売上総利益は６千８百万円（前期比7.9%減）となりました。

事業別の受注工事高、売上高の状況は次のとおりであります。

受注工事高・売上高

（単位：百万円）

区分		受注工事高			売上高		
		前連結会計年度	当連結会計年度	増減(△)率	前連結会計年度	当連結会計年度	増減(△)率
建設事業	土木工事	5,949	4,201	△29.4%	6,752	4,326	△35.9%
	建築工事	10,130	3,779	△62.7	5,964	6,350	6.5
	計	16,079	7,980	△50.4	12,716	10,676	△16.0
製造・販売事業等		－	－	－	297	267	△10.3
合計		16,079	7,980	△50.4	13,014	10,943	△15.9

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は６千万円であります。そのうち主なものは製造・販売事業等におけるアスファルト合材製造設備の更新費用であります。

なお、所要資金は全額を自己資金でまかなっております。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分	第62期（平成24年度）	第63期（平成25年度）	第64期（平成26年度）	第65期（平成27年度）
受注工事高	17,264	12,262	16,079	7,980
売上高	13,319	18,177	13,014	10,943
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 797	321	302	367
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△50円77銭	20円54銭	19円58銭	25円51銭
総資産	22,831	22,979	23,214	22,335
純資産	18,624	19,278	19,018	19,407
1株当たり純資産額	1,175円95銭	1,216円11銭	1,297円94銭	1,328円78銭

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
司建設株式会社	40百万円	29.0%	建設事業
株式会社和田組	90百万円	0.0%	建設事業
株式会社ＫＡＬＳ	10百万円	100.0%	LOHAS(ロハス)関連事業

（注）　司建設株式会社、株式会社和田組につきましては出資比率は100分の50以下でありますが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

(4) 対処すべき課題

建設業界は、民間投資の持ち直しが期待されるものの公共投資の回復は期待できず、また、技術者・労働者の不足、厳しい受注競争の継続が懸念される等、引き続き厳しい状況が続くものと思われます。

このような状況の中、当社グループでは、さらなる組織力の強化を図り、受注の拡大、安定的な収益の確保を目指し、全社一丸となって努力してまいります。

建設事業におきましては、従来の営業エリアにとらわれず、また、公共工事、民間工事を問わず、多様化する顧客ニーズに応えるための情報収集と経営資源を最大限に活用した営業活動を展開するとともに、今後も発注が予想される社会インフラの維持・補修工事、医療・福祉関連工事に対応していくため、ノウハウの継承と人材の育成を継続的に行ってまいります。

さらに、営業、積算及び施工部門の連携による迅速かつ正確な受注判断と、施工、管理部門が一体となった現場管理体制を引き続き強化することにより、さらなる収益力の向上に努めてまいります。

今後も、安全管理と環境への配慮を徹底し、地域社会をはじめとする全てのステークホルダーから信頼され、必要とされ続ける企業を目指し、変革を恐れず、新たな価値創造に挑戦するとともに、コンプライアンスと企業の社会的責任を果たすための活動を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

事業区分	事業内容
建設事業	土木、建築工事の施工に関する事業
製造・販売事業等	アスファルト製品等の製造販売、産業廃棄物の中間処理（リサイクル）及びその他建設資材の販売、ＬＯＨＡＳ（ロハス）関連事業

(6) 主要な営業所（平成27年12月31日現在）

金下建設株式会社	本社	京都府宮津市
	支店	京都（京都市）、大阪（大阪市）、兵庫（豊岡市）
司建設株式会社	本社	京都府宮津市
株式会社和田組	本社	京都府宮津市
株式会社ＫＡＬＳ	本社	京都府宮津市

(7) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

使用人数（前連結会計年度末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
181名（－）	46.9才	19.4年

（注） 使用人数は就業員数であります。

２．会社の現況

(1) 株 式 の 状 況（平成27年12月31日現在）

①発行可能株式総数　40,000,000株

②発行済株式の総数　19,033,300株

③株　主　数　1,966名

④大　株　主（上位10名）

株　主　名	持株数	持株比率
	千株	%
上原成商事株式会社	993	6.93
金下昌司	740	5.16
株式会社みずほ銀行	706	4.93
株式会社京都銀行	706	4.93
Ｂｌａｃｋ Ｃｌｏｖｅｒ合同会社	650	4.53
金下建設従業員持株会	581	4.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	581	4.05
金下欣司	565	3.94
京都北都信用金庫	288	2.01
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	277	1.94

（注）１．当社は、自己株式を4,691,474株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金　下　昌　司	
常務取締役	平　岡　雅　紀	営業担当
取　締　役	萩　原　　優	土木部長
取　締　役	川　戸　孝　啓	京都支店長兼建築担当
取　締　役	荻　野　正　彦	経営企画部長
取　締　役	田　中　彰　寿	弁護士法人田中彰寿法律事務所代表社員
常勤監査役	三　田　昭　彦	
監　査　役	矢　野　速　巳	ヤノ株式会社取締役
監　査　役	松　宮　繁　雄	松宮税務会計事務所所長

（注）１．取締役の田中彰寿氏は、社外取締役であります。
２．監査役の矢野速巳氏及び松宮繁雄氏は、社外監査役であります。
３．当社は、監査役の矢野速巳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査役の三田昭彦氏及び松宮繁雄氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役三田昭彦氏は、長年当社の経理業務に従事しておりました。
・監査役松宮繁雄氏は、税理士の資格を有しております。
５．平成27年３月26日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役会長金下欣司氏は、任期満了により退任いたしました。

②取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の額

区　　分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役 （うち社外取締役）	7名 （1名）	136,520千円 （3,120千円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	12,960千円 （1,860千円）
合計 （うち社外役員）	10名 （3名）	149,480千円 （4,980千円）

（注）1．上記には、平成27年３月26日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．取締役の報酬限度額は、平成19年３月29日開催の第56回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

4．監査役の報酬限度額は、平成19年３月29日開催の第56回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

5．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額14,540千円（取締役７名に対し13,400千円（うち社外取締役１名に対し120千円）、監査役３名に対し1,140千円（うち社外監査役２名に対し60千円））。

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成27年３月26日開催の第64回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に対して支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

・取締役１名に対し535,400千円

（金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額、取締役分455,400千円が含まれております。）

③社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役田中彰寿氏は、弁護士法人田中彰寿法律事務所の代表社員であります。当社は、弁護士法人田中彰寿法律事務所と顧問弁護士契約を締結しております。

・監査役矢野速巳氏は、ヤノ株式会社の取締役であります。なお、当社は、ヤノ株式会社との間に特別な関係はありません。

・監査役松宮繁雄氏は、松宮税務会計事務所の所長であります。なお、当社は、松宮税務会計事務所との間に特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役　田中彰寿	当事業年度開催の取締役会15回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。
監査役　矢野速巳	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会５回の全てに出席し、議案・審議等につき適宜発言を行っております。
監査役　松宮繁雄	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会５回の全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

監査法人グラヴィタス

②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ．当事業年度に係る会計監査人の報酬等

19百万円

ロ．当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

19百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

１．取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループは、企業が存立していくためにはコンプライアンスの徹底は必然のことと認識し、全ての取締役・使用人は、社会の構成員として求められる高い倫理観に基づき誠実に行動し、社会や地域から信頼される企業市民として経営体制の確立に努めております。

・当社は、社訓（健康・親切・恩義）をモットーに、品質・環境、安全衛生及び個人情報保護方針を制定し、社長がその精神を、当社及びグループ会社の全ての取締役・使用人に対して、継続的に伝達することにより、法令及び企業倫理の遵守を徹底します。

・定期的に実施する内部監査を通じて、業務における遵法状況を監査し、社長へ報告します。

・コンプライアンス規程を制定し、当社及びグループ会社の全ての役職員が法令、定款、社内規則及び企業倫理を遵守した行動を取るための行動規範としています。

・反社会的勢力・団体による不当な要求に対しては毅然とした対応をとることを基本理念としており、基本理念の明文化、外部専門機関との連携及び研修の実施により、反社会的勢力・団体との関係を遮断する体制を整備しています。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書等の情報を、法令、社内諸規程に基づき、適切に保存及び管理します。

・当社は情報セキュリティシステムを導入し、社会の要求事項に準拠した情報の管理を行っており、取締役及び監査役が必要な情報を常時、取得できる体制を構築しています。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社及び当社グループは、コンプライアンス、安全、環境、品質、財務及び情報セキュリティ等に係るリスクについて、社内諸規程の制定及び、それぞれの担当部門による教育を実施するとともに、事前に適切な対応策を準備する予防処置により、リスクを最小限にすべく組織的な対応を行います。

・定期的に内部監査を実施し、監査結果等から、リスクの洗出しとリスクの対応策の見直しを行い、継続的改善に取り組みます。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を設定し、効率的にその目標を達成するため、各部門の具体的目標を定めています。

・定例の取締役会を原則月１回開催し、取締役会による業績（目標達成度）のレビューを行い、継続的改善に取り組みます。

・ＩＴを活用して全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

５．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ会社の所轄業務について、その自主性を尊重しつつ、人材面、資金面、情報面（ＩＴ）における統制環境を整備して統括管理しており、当社及びグループ会社全体として、基本方針の理念に準拠した業務の適正を確保するための体制及び職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備します。

・当社の社訓及びコンプライアンス等の規程を、グループ会社にも適用し、グループ全体でコンプライアンスを徹底します。

・定例のグループ会社代表者参加型の会議を原則月１回開催するとともに、イントラネットの整備により、当社及びグループ会社間での、相互連絡・報告、情報の共有化を図っています。

６．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

・当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、監査役が求めた場合は、取締役会が速やかに協議し、必要と判断した場合に、使用人を配置します。

・監査役の職務を補助すべき使用人を配置したならば、その補助使用人の人事異動等の人事権に関する事項につき監査役に事前の同意を得るものとし、また、監査役からの補助人に対する指示については、取締役の指揮命令を受けないこととし、取締役からの独立性を確保するとともに、指示の実効性についても確保します。

７．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて当社及びグループ会社の業務執行状況を報告するとともに、監査役に対する法定事項の他、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況、内部通報窓口への通報状況を報告する体制とします。

・監査役への報告を行った取締役及び使用人に対して、報告したことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保します。

・当社は、監査役が、それぞれの関連部門と緊密な連携を保ち、監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備を図ります。

・監査役の職務の執行に必要な費用については、当社及び当社グループが負担します。

８．財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連法令に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備するとともに、そのシステムが適切に機能することを継続的に評価し、不備等があれば必要な是正処置を行います。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

・コンプライアンス及びリスク管理

法令、定款、社内規則及び企業倫理を遵守した行動を取るための行動規範としてコンプライアンス規程を制定しており、また、内部監査

を実施し、業務における遵法状況・リスクの洗出しとリスクの対応策の見直しを行い、継続的改善に取り組み、それらの結果を代表取締役社長、担当取締役及び監査役会に報告し、連携を図っております。

・取締役の職務執行

定例の取締役会を原則月１回開催するほか、必要に応じて開催し、重要事項に関する審議及び決定を行っております。

業務執行状況の監督機能を強化するため、社外取締役１名を選任しております。

・監査役の監査

各監査役は監査の方針に従い、取締役及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、重要な決裁書類等の閲覧及び取締役会その他重要な会議に出席し取締役の職務執行の監査を行っております。さらに、監査役会を通じて各監査役間の情報共有を図るとともに、会計監査人及び内部監査組織と情報交換を行い、監査機能の強化・相互の連携を図っております。

・財務報告に係る内部統制

内部統制内部監査計画に基づき内部監査を実施し、内部統制の評価を実施しております。

（注）　本事業報告は、次により記載しております。

１．記載金額は、表示単位未満を四捨五入しております。

２．株式数は、表示単位未満を切捨てております。

３．比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**13,922**	**流動負債**	**2,147**
現金預金	9,882	支払手形・工事未払金等	1,370
受取手形・完成工事未収入金等	2,555	未払法人税等	27
有価証券	950	未成工事受入金	159
未成工事支出金等	453	完成工事補償引当金	102
繰延税金資産	67	工事損失引当金	81
その他	36	その他	408
貸倒引当金	△ 20	**固定負債**	**781**
固定資産	**8,413**	繰延税金負債	496
有形固定資産	**2,060**	役員退職慰労引当金	269
建物・構築物	430	その他	16
機械装置・運搬具	152	**負債合計**	**2,928**
土地	1,471	**純資産の部**	
その他	7	**株主資本**	**17,759**
無形固定資産	**24**	**資本金**	**1,000**
ソフトウエア	16	**資本剰余金**	**2,121**
その他	8	**利益剰余金**	**16,297**
投資その他の資産	**6,329**	**自己株式**	**△ 1,658**
投資有価証券	5,981	**その他の包括利益累計額**	**1,298**
長期貸付金	39	**その他有価証券評価差額金**	**1,298**
その他	575	**少数株主持分**	**350**
貸倒引当金	△ 265	**純資産合計**	**19,407**
資産合計	**22,335**	**負債・純資産合計**	**22,335**

(注)　記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		10,943
売上原価		9,755
売上総利益		1,187
販売費及び一般管理費		822
営業利益		366
営業外収益		
受取利息配当金	96	
不動産賃貸料	41	
投資事業組合運用益	28	
雑収入	39	203
営業外費用		
支払利息	1	
不動産賃貸原価	23	
雑支出	11	35
経常利益		534
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	98	101
特別損失		
減損損失	30	
役員退職慰労金	80	
その他	9	118
税金等調整前当期純利益		516
法人税、住民税及び事業税	40	
法人税等調整額	76	116
少数株主損益調整前当期純利益		400
少数株主利益		33
当期純利益		367

（注）　記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,000	2,121	16,075	△ 1,630	17,565
当期変動額					
剰余金の配当			△ 144		△ 144
当期純利益			367		367
自己株式の取得				△ 28	△ 28
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	223	△ 28	194
当期末残高	1,000	2,121	16,297	△ 1,658	17,759

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,133	1,133	320	19,018
当期変動額				
剰余金の配当				△ 144
当期純利益				367
自己株式の取得				△ 28
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	164	164	30	195
当期変動額合計	164	164	30	389
当期末残高	1,298	1,298	350	19,407

（注）　記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

連結子会社の数　３社

連結子会社の名称　司建設㈱、㈱和田組、㈱ＫＡＬＳ

②非連結子会社の状況

非連結子会社の名称　橋立生コンクリート工業㈱、㈱ソーゴーギケン、ＰＦＩ舞鶴常団地㈱

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社３社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法適用会社はありません。

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社の名称

橋立生コンクリート工業㈱、㈱ソーゴーギケン、ＰＦＩ舞鶴常団地㈱

持分法を適用していない関連会社の名称

㈱金下工務店、サンキ工業㈱

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(ｲ) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(ﾛ) たな卸資産

未成工事支出金	個別法による原価法によっております。
材料貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
販売用不動産	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ｲ) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(ﾛ) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）によっております。

③重要な引当金の計上基準

(ｲ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ﾛ) 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率に基づく将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。

(ﾊ) 工事損失引当金

当連結会計年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(ﾆ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

①現金預金　200百万円

上記の資産は、従業員預り金147百万円の担保に供しております。

②投資有価証券　6百万円

上記の資産は、非連結子会社の長期借入金の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　3,078百万円

(3) 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度の末日は金融機関が休業日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形　3百万円

(4) たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は９百万円であります。

３．連結損益計算書に関する注記

(1) 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額　81百万円

(2) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額（百万円）
京都府宮津市	遊休資産	土地	14
京都府京都市	遊休資産	土地	10
京都府舞鶴市	遊休資産	土地	2
兵庫県丹波市	遊休資産	土地	3

当社グループは、事業用資産においては建設事業及び製造・販売事業等により、賃貸資産及び遊休資産においては個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、明確な使用見込みがなくなったため、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は主に路線価等に基づいて算出した正味売却価額により測定しております。

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末の株式数（株）
普通株式	19,033,300	－	－	19,033,300

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末の株式数（株）
普通株式（注）	4,627,044	64,430	－	4,691,474

（注） 自己株式の数の増加は取締役会決議による自己株式の取得による増加60,000株及び単元未満株式の買取りによる増加4,430株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

平成27年３月26日開催の第64回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　144百万円
・１株当たり配当額　10円
・基準日　平成26年12月31日
・効力発生日　平成27年３月27日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

平成28年３月23日開催予定の第65回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　143百万円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当額　10円
・基準日　平成27年12月31日
・効力発生日　平成28年３月24日

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資に必要な資金及び運転資金をすべて自己資金でまかなっております。余資は、主に流動性の高い預金等で運用し、長期運用は主に安全性の高い債券等で運用する方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式のほか、満期

保有目的の債券を所有しており、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金預金	9,882	9,882	－
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	2,555	2,555	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	3,794	3,793	△ 1
② その他有価証券	3,044	3,044	－
(4) 長期貸付金	39		
貸倒引当金（※）	△ 5		
	34	36	3
資産計	19,309	19,310	1
支払手形・工事未払金等	1,370	1,370	－
負債計	1,370	1,370	－

(※) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。また、譲渡性預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、信用リスクを考慮して、その将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非　上　場　株　式	27
投資事業有限責任組合出資金	65

非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資金は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

６．賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

７．１株当たり情報に関する注記

①１株当たり純資産額　　1,328円78銭

②１株当たり当期純利益　　25円51銭

８．重要な後発事象に関する注記

（自己株式の取得）

当社は、平成28年２月10日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のため、自己株式の取得を行うものです。

(2) 取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類　　当社普通株式

②取得し得る株式の総数　　400,000株（上限）

③株式の取得価額の総額　　200,000,000円（上限）

④取得期間　　平成28年２月15日～平成28年６月30日

貸 借 対 照 表

（平成27年12月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**13,318**	**流動負債**	**2,045**
現金預金	9,377	支払手形	444
受取手形	53	工事未払金	896
完成工事未収入金	2,394	未払金	60
兼業事業未収入金	38	未払費用	135
有価証券	950	未払法人税等	4
未成工事支出金	395	未成工事受入金	135
材料貯蔵品	30	預り金	40
繰延税金資産	66	完成工事補償引当金	101
未収入金	2	工事損失引当金	81
その他	33	その他	147
貸倒引当金	△ 20	**固定負債**	**759**
固定資産	**8,366**	繰延税金負債	475
有形固定資産	**2,005**	役員退職慰労引当金	269
建物	391	その他	16
構築物	34	**負債合計**	**2,804**
機械装置	139	**純資産の部**	
車輌運搬具	4	**株主資本**	**17,582**
工具器具・備品	6	**資本金**	**1,000**
土地	1,432	**資本剰余金**	**2,121**
無形固定資産	**23**	資本準備金	2,121
ソフトウエア	16	**利益剰余金**	**16,120**
その他	7	利益準備金	250
投資その他の資産	**6,338**	その他利益剰余金	15,870
投資有価証券	5,958	別途積立金	14,700
関係会社株式	32	繰越利益剰余金	1,170
出資金	42	**自己株式**	**△ 1,658**
長期貸付金	104	**評価・換算差額等**	**1,298**
保険積立金	77	**その他有価証券評価差額金**	**1,298**
その他	455	**純資産合計**	**18,879**
貸倒引当金	△ 330		
資産合計	**21,684**	**負債・純資産合計**	**21,684**

（注） 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	10,046	
兼業事業売上高	303	10,349
売上原価		
完成工事原価	9,050	
兼業事業売上原価	235	9,285
売上総利益		
完成工事総利益	996	
兼業事業総利益	68	1,063
販売費及び一般管理費		783
営業利益		**280**
営業外収益		
受取利息配当金	97	
不動産賃貸料	42	
投資事業組合運用益	28	
雑収入	40	206
営業外費用		
支払利息	1	
不動産賃貸原価	23	
雑支出	11	35
経常利益		**451**
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	98	100
特別損失		
減損損失	30	
役員退職慰労金	80	
その他	9	118
税引前当期純利益		**433**
法人税、住民税及び事業税	10	
法人税等調整額	78	87
当期純利益		**346**

（注）　記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,000	2,121	2,121	250	14,700	968	15,918
当期変動額							
剰余金の配当						△ 144	△ 144
当期純利益						346	346
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	201	201
当期末残高	1,000	2,121	2,121	250	14,700	1,170	16,120

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 1,630	17,409	1,133	1,133	18,542
当期変動額					
剰余金の配当		△ 144			△ 144
当期純利益		346			346
自己株式の取得	△ 28	△ 28			△ 28
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			164	164	164
当期変動額合計	△ 28	173	164	164	337
当期末残高	△ 1,658	17,582	1,298	1,298	18,879

（注）　記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券　償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの　事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの　移動平均法による原価法によっております。
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

未成工事支出金　個別法による原価法によっております。

材料貯蔵品　移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

販売用不動産　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金　完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率に基づく将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。

③ 工事損失引当金　当事業年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 現金預金　200百万円

上記の資産は、従業員預り金147百万円の担保に供しております。

② 関係会社株式　6百万円

上記の資産は、子会社の長期借入金の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　3,012百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	37百万円
長期金銭債権	98百万円
短期金銭債務	39百万円

(4) 事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度の末日は金融機関が休業日であったため、次の事業年度末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。

受取手形　3百万円

(5) たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は９百万円であります。

３．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	109百万円
② 仕入高	478百万円
③ 営業取引以外の取引高	17百万円

(2) 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額　81百万円

(3) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額（百万円）
京都府宮津市	遊休資産	土地	14
京都府京都市	遊休資産	土地	10
京都府舞鶴市	遊休資産	土地	2
兵庫県丹波市	遊休資産	土地	3

当社は、事業用資産においては建設事業及び製造・販売事業等により、賃貸資産及び遊休資産においては個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、明確な使用見込みがなくなったため、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は主に路線価等に基づいて算出した正味売却価額により測定しております。

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式（注）	4,627,044	64,430	－	4,691,474

（注） 自己株式の数の増加は取締役会決議による自己株式の取得による増加60,000株及び単元未満株式の買取りによる増加4,430株であります。

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	115百万円
貸倒引当金	113百万円
減損損失	143百万円
完成工事補償引当金	33百万円
工事損失引当金	27百万円
役員退職慰労引当金	87百万円
繰越欠損金	19百万円
その他	12百万円
繰延税金資産小計	549百万円
評価性引当額	△432百万円
繰延税金資産合計	116百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△524百万円
その他	△ 0百万円
繰延税金負債合計	△525百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△408百万円

(2) 法人税等の税率の変更による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5%から、平成28年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成29年１月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の純額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は43百万円減少し、法人税等調整額（借方）が11百万円の増加、その他有価証券評価差額金（貸方）が54百万円増加しております。

６．関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員の近親者	伊藤桂子	（被所有）直接0.4	土地・建物の売却	土地・建物の売却	29	―	―

（注）１．取引金額は消費税等抜きの金額で表示しております。

２．土地・建物の売却については、市場実勢を勘案し、売却価格を決定しております。

７．１株当たり情報に関する注記

① １株当たり純資産額　1,316円39銭

② １株当たり当期純利益　24円03銭

８．重要な後発事象に関する注記

（自己株式の取得）

当社は、平成28年２月10日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のため、自己株式の取得を行うものです。

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得対象株式の種類　当社普通株式

② 取得し得る株式の総数　400,000株（上限）

③ 株式の取得価額の総額　200,000,000円（上限）

④ 取得期間　平成28年２月15日～平成28年６月30日

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月26日

金下建設株式会社
取締役会　御中

監査法人　グラヴィタス

指定社員
業務執行社員　公認会計士　木田　稔 ㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　圓岡徳樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、金下建設株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、金下建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月26日

金 下 建 設 株 式 会 社
取 締 役 会　御中

監査法人　グラヴィタス

指定社員 業務執行社員	公認会計士	木　田　　稔	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	圓　岡　徳　樹	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、金下建設株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月29日

金下建設株式会社 監査役会

常勤監査役 三 田 昭 彦 ㊞

社外監査役 矢 野 速 巳 ㊞

社外監査役 松 宮 繁 雄 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、今後の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定した配当の継続を基本といたしております。

当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金10円　総額　143,418,260円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年３月24日

第２号議案　取締役１名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役１名を増員することといたしたく、取締役１名の選任をお願いするものであります。なお、増員により選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
※ 岡野　勲（おかの　いさお） （昭和17年４月４日生）	平成12年８月　税理士登録 岡野税理士事務所設立 所長（現任） （重要な兼職の状況） 岡野税理士事務所　所長 ステラケミファ㈱社外監査役	－

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。

２．取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．岡野　勲氏は社外取締役候補者であります。

４．岡野　勲氏を社外取締役として選任をお願いする理由は、税理士としての専門知識及び経験を当社の経営に反映していただくことや、社外の客観的視点からの経営監督により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

５．岡野　勲氏が選任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

６．岡野　勲氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役三田昭彦氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
三田昭彦（みたあきひこ） （昭和29年８月６日生）	昭和48年３月　当社入社 平成16年４月　当社経理部長 平成17年３月　当社取締役経理部長 平成19年４月　当社取締役管理統括部長 平成20年３月　当社常勤監査役（現任）	5,000株

（注）　監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
上原正夫（うえはらまさお） （昭和22年３月23日生）	平成18年８月　税理士登録 上原正夫税理士事務所設立 所長（現任） （重要な兼職の状況） 上原正夫税理士事務所　所長	2,000株

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．上原正夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．上原正夫氏を補欠の社外監査役として選任をお願いする理由は、税理士としての専門知識及び経験等を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

４．上原正夫氏が、監査役に就任する場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

以　上